Ⅳ　履修規程

（目　的）

第１条　　この規程は、学則第９条の規定に基づき、授業科目の履修方法について必要な事項を定めるものとする。

（授業時間）

第２条　　１週間の授業時間は 30 時間程度とする。

2　授業形態には、講義・演習・実習および実技がある。

3　授業時間は、講義は１時限 90 分をもって２時間、50 分をもって１時間とし、臨地実習は 50 分をもって１時間とする。

4　１日の授業時間帯は、次のとおりとする。

１）１時限　　8 時 40 分～10 時 10 分
２）２時限　　10 時 30 分～12 時 00 分
３）３時限　　13 時 00 分～14 時 30 分
４）４時限　　14 時 50 分～16 時 20 分
５）臨地実習　8 時 20 分～15 時 45 分

（出席すべき日）

第３条　　本校の教育課程に定める授業科目、行事等は、すべて出席することを原則とする。卒業の認定においては、国が定める看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン第四－3 に拠り、出席すべき日数の３分の２以上の出席を必要とする。

2　出席すべき日とは、以下に示す日をいう。

1)　授業科目（技術学習、自己研修、再履修の受講を含む）　＊既修得単位科目を除く
2)　学校行事：入学式、卒業式、戴灯式、学習発表会、特別講演、校外研修
　　＊入学前オリエンテーションを除く
3)　その他：定期健康診断、防災・火災訓練、　等

3　同学年に２年以上在籍する者の出席すべき日数は、２に準じ、その年度の授業計画に従う。一度認定を受けた授業科目の出席は課せられない。

（授業科目の評価）

第４条　　授業科目の評価は、学則９条に基づき次のとおりとする。

合　否	合格				不合格
評　価	A	B	C	P	D
点　数	100～80	79～70	69～60	点数を付さない場合	60 点未満

2　学科試験の方法は、筆記・口頭・レポート・実技で行う。

3　臨地実習の評価は、平常の学習状態とともに諸記録で評価する。

4　臨地実習で合格点に満たない者は同一年度内に再履修できない。

（追試験）

第５条　　やむを得ない理由で評価（試験）を受けられない場合は、本人の申請および証明書等の添付により、追試験を受けることができる。やむを得ない理由とは次のとおりである。

1)　履修規程第 10 条に示す公欠の場合（履修規程第 11 条に示す公欠を証明する書類要）
2)　公欠以外の病気または負傷（医療機関の領収書、診療明細書、調剤明細書などの受診を証明する書類要）

2　手続きは、欠席理由を証明する書類を添え、追試験願を提出する。（様式6）
3　追試験は、原則として登校した日に受ける。
4　評価点は、得点の8割とする。
5　合格点に満たなかった場合は、再試験を受けることができる。

（再試験）
第6条　本試験・追試験で合格点に満たない者は、本人からの申請に基づき再試験を受けることができる。
2　再試験の手続きは、結果が示された日を含めて3日以内に行う。ただし、手続きの期限日が休日・祝日の場合はその翌日とする。（様式6）
3　再試験の評価は60点を上限とする。
4　いかなる理由においても再試験を受けない場合は未修得となる。

（補習）
第7条　学内実習を受講できなかった者は、補習を行わなければいけない。
2　臨地実習において、病気等の理由により規定時間数に満たなかった者は、当該科目の担当教員が成業の見込みがあると認め、かつ学校長の承認を得た場合に限り補習を受けることができる。
3　補習を受ける者は速やかに補習願を提出する。（様式7）
4　補習実習の成績は、評価された点数の8割とする。

（授業科目の再履修）
第8条　単位取得できなかった授業科目は、翌年度改めて履修する。

（既修得科目の受講）
第9条　既修得科目であっても申請により受講することができる。申請できる科目は、前年度までに単位認定されており全時間受講できる科目とする。ただし、担当講師の許可を受けた科目に限る。
2　学則第11条の規定により履修認定された者であっても申請により受講することができる。ただし、申請できる科目は、全時間受講できる科目とする。（様式8）

（欠席・欠課）
第10条　授業科目の単位を取得するためには、授業科目時間の3分の2以上の出席を必要とするため、公欠を含むすべての欠席が授業時間数の3分の1を超えないことを必須とする。欠席期間中は自己学習に努め、授業内容、課題等の確認をし、授業に遅れをとらないよう留意することが必要である。
2　欠席は、授業に出席しないことをいい、自己都合による欠席（「欠席」と表現する）と学校が定める「公欠」とがある。
1)　「欠席」とは、学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症に含まれない病気・負傷、私事により授業に出席できない欠席をいう。
2)　「公欠」とは、以下に該当する事由により授業に出席できない欠席をいう。
(1)　学校保健安全法施行規則第18条に規定された感染症に罹患した、あるいは疑いがあると医師が診断し出席停止としたとき
(2)　自然災害その他の非常災害、ストライキ等により通学が不可能な場合
(3)　親族の忌引き
(4)　就職・進学試験
(5)　裁判員候補者として呼び出しを受けた場合または裁判員に選任され参加した場合

3　欠席・公欠・欠課の時間の取り扱いは、次のとおりとする。

1)　授業時間の開始から終了時間まで不在である場合は欠席とする。

2)　15 分以上 30 分未満は 1 時間の欠課、30 分以上は 2 時間の欠課とする。ただし、臨地実習では、25 分未満は 30 分の欠課、25 分以上 50 分未満は 1 時間の欠課とし、それ以降 25 分単位で取り扱う。

4　欠席、欠課は、事前に所定の用紙（様式 5）に記載し届け出なければならない。ただし、やむを得ない場合は、学校に電話連絡をし、事後速やかに所定の用紙を届け出るものとする。

（公欠の取り扱い）

第 11 条　公欠の手続きは、次のとおりとする。

1)　学校保健安全法施行規則第 18 条に規定する感染症と診断された場合、あるいは疑わしい症状がある場合は、登校前に学校に電話で連絡する。

2)　欠席後の登校時に、添付書類を添えて欠席届を提出する。

3)　第一種感染症の罹患後に登校する場合は、医師による治癒の判断を必要とする。またそれを証明する診断書（診断名、出席停止期間、登校許可年月日の記載要）を提出する。

＊受診後の診断結果は、すみやかに学校に電話で連絡する。

4)　同規定第二、三種感染症の罹患時は、受診したことを証明できるもの（医療機関の領収書、診療明細書、調剤明細書など）を登校時に提出する。

2　公欠を含めて 3 分の 1 以上の欠席の場合は、公欠時間の分を補習することを可能とし、その結果 3 分の 2 以上の出席が得られれば本試験を受けられることとする。補習の時期によっては追試験となることもある。臨地実習においても公欠時間分の補習を可能とする。

事由	添付書類	提出用紙	公欠日数
学校保健安全法施行規則第 18 条に規定された感染症の罹患による出席停止	医療機関発行の診断書 COVID-19 の感染者および濃厚接触者については学校の指示に従う。	欠席・欠課届	学校保健安全法施行規則第 19 条の日数　（別表 1）
新型コロナワクチン接種後の副反応	接種を証明するもの		接種翌日、翌々日の 2 日間
自然災害その他の非常災害、ストライキにより通学が不可能	交通機関発行の証明書	欠席・欠課届	最大 1 日
親族の忌引き	会葬礼状等	欠席・欠課届	(別表 2)
就職・進学試験	試験要項および受験票の写し	欠席・欠課届	試験日 1 日のみ
裁判員指名にかかわる手続き・参加	公的証明書	欠席・欠課届	裁判日 裁判所の場所に応じて移動日 2 日

別表 1

種類		出席停止期間	
第一種感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ（H5N1） ＊上記の他、新型インフルエンザ等感染、指定感染症及び新感染症（COVID-19）	治癒するまで	COVID-19 においては、濃厚接触者（本人・家族）も保健所の指示に従い出席停止とする

種類		出席停止期間	
第二種感染症	インフルエンザ（H5N1、新型インフルエンザを除く）	発熱した後５日を経過し、かつ解熱後２日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻しん	解熱後３日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風疹	発疹が消失するまで	
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後２日を経過するまで	
	結核、髄膜炎菌性髄膜	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
第三種感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	

＜出席停止期間算定の考え方＞

「○○した後△日を経過するまで」の場合は、「○○」という現象が見られた日の翌日を第１日として算定

例）「解熱した後２日を経過するまで」の場合

月曜日に解熱　→　火曜日（解熱後１日目）　→　水曜日（解熱後２日目）→　木曜日から出席可能

別表２

父母	祖父母・義父母	兄弟姉妹	配偶者	子	他３親等以内の親族
７日以内	３日以内	３日以内	７日以内	７日以内	１日以内

（緊急事態に伴う休業）

第 12 条　　学校長は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に学校の一部または全部の休業を決定する場合がある。

2　休業期間の出欠の取り扱いは、事態に応じて学校長が決定する。

3　学生への連絡は、緊急メールあるいは電話で行う。そのため、メールアドレス、電話番号の変更があった場合は速やかに事務に届ける必要がある。

（その他）

第 13 条　　この規程に定めるものの他、履修に関し必要な事項は学校長が定めるものとする。

附則

この規程は、昭和 52 年４月１日より実施する。

附則

この規程は、平成 13 年４月１日より実施する。

附則

この規程は、平成 14 年４月１日より実施する。

附則

この規程は、平成 17 年４月１日より実施する。

附則

この規程は、平成 19 年４月１日より実施する。

附則
この規程は、平成20年4月1日より実施する。
附則
この規程は、平成23年4月1日より実施する。
附則
この規程は、平成24年4月1日より実施する。
附則
この規程は、平成30年4月1日より実施する。
附則
この規程は、2021年4月1日より実施する。
附則
この規程は、2022年4月1日より実施する。
附則
この規程は、2023年4月1日より実施する。